

NEWS & TOPICS

新しい助役に 海老井秀熙氏が就任



市の新しい助役に海老井秀熙氏(57歳)が就任しました。高田慶久前助役の任期満了に伴うもので、6月24日付で任命されました。任期は4年です。

○海老井秀熙氏の略歴

▲海老井秀熙氏 昭和42年3月龍谷大学文学部卒業、監理課長、秘書広報課長、総務課長、街路事業対策室次長、市民部長、総務部長などを経て平成12年4月から健康福祉部長京都市山科区御陵下御廟野町

まちづくりを官学連携で 立命館大学とプロジェクトインターン調印締結



立命館大学とプロジェクトインターンに関する覚書を締結しました。このプロジェクトインターンは、立命館大学大学院生を本市の研修生として受け入れ、向日市が策定した「向日市文化創造プラン」の具体化に向けた取組みを大学と協同で進めていこうというものです。

今年度は、市全体を歴史博物館として見立てる「エコミュージアム」をテーマとして、取り組みます。

今年度は、市全体を歴史博物館として見立てる「エコミュージアム」をテーマとして、取り組みます。

国際規格ISO14001の規定に基づき 物集女西浄水場で地震を想定した訓練を実施

市水道事業は6月18日、物集女西浄水場で地震を想定した防災訓練を実施しました。

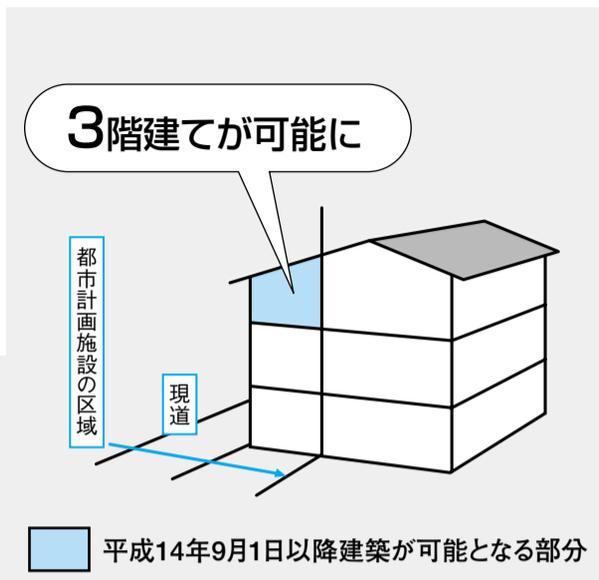


これは、昨年11月に水道事業浄水部門で取得した、環境管理の国際規格「ISO14001」の規定に基づくもので、約20人の職員が参加して行われました。

訓練は、乙訓地域に震度5の地震が発生したという設定で、職員らは災害対策マニュアルに沿って、手際よく迅速に行動しました。

平成14年9月1日から 未整備の都市計画施設(道路等)で建築制限を緩和

市では、平成14年9月1日から、未整備の都市計画施設(道路等)の区域内における建築制限を緩和します。これは、3階建て住宅が一般化してきたことにより行うもので、これまで、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で、地階を有しない建築について、2階建てまでしか認めていなかった基準を、今後、市内全域で3階建てまで可能とします。なお、近い将来事業認可を受けて整備していこうとする区域については、個々の協議となります。



都市計画法第53条の運用内容について

市内全域の未整備の都市計画施設において、主な構造が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で、地階を有しない建築物であれば、3階建てまでの建築を可能とします。

お問い合わせ 都市計画課(内線282)

平成14年8月1日から 児童扶養手当制度が改正されます

児童扶養手当について、就労などによる収入の増加などにより、次に点について平成14年8月1日以降改正されます。(主な改正のみ)

①所得制限限度額の見直し

■受給者本人所得(例:母と子ども1人のとき)■

●全部支給

現行:所得90.4万円(収入204.8万円)未満

改正:所得57万円(収入130万円)未満

●一部支給

就労などによる年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、就労などによる収入が年収1万円増加するごとに、手当額が

年額約2,000円程度減少するよう、所得制限をきめ細かく設定します。

制限額の範囲:所得57万円(収入130万円)以上、所得230万円(収入365万円)未満

②所得の範囲の見直し

○所得の範囲に、非課税所得である養育費所得(算入する額は8割相当額)を含めます。

③所得の額の計算方法の見直し

○特別障害者控除の額を35万円から45万円に引き上げます。

○母である受給者について、寡婦控除を廃止します。

お問い合わせ 児童家庭課母子児童係(内線349)

第52回 社会を明るくする運動



この運動は、乙訓地域住民一人ひとりが、犯罪防止と不幸にして罪を犯した人たちの自立・更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作り上げるための運動です。

「広報活動」

7月1日(月)午前10:30~11:30・午後4:00~5:00・向日町サティ前ほか

「啓発活動」

7月24日(水)午後0:30~市民会館(向日市立中学校吹奏楽部合同演奏会会場)

主催/向日市、長岡京市、大山崎町、乙訓地区保護司会、乙訓地区更生保護協会、乙訓地区更生保護婦人会
協賛/京都新聞社、向日町サティ、JA京都中央向日・東向日支店、向日市金融会

動物の愛護・管理に関する法律および条例をご存じですか?

人と動物が共生する社会づくり



ペットの飼い主のモラルに対する相談が後を絶ちません。ふん便、むだ吠え、虐待などです。これも飼い始めたものの、十分な世話ができなくなったためです。

平成12年2月から施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物愛護とその正しい飼い方についてより幅広い決まりができました。殺傷、虐待などに

対しては、厳しい罰則規定も設けられています。

京都府でも、人と動物が共生する社会づくりをめざして、平成13年2月に「動物の飼養管理に関する条例」が改正され、府民の責務が定められました。

ペットは飼い主を選ばません。愛情と責任を持って飼いましょう。

飼い主の義務

- ①動物の習性などを正しく理解して飼うこと。
- ②最後まで責任をもって飼うこと。
- ③犬や猫の繁殖制限に努めること。
- ④動物による感染症の知識を持つこと。
- ⑤動物の所有者を明らかにするため、名札などを付けること。

犬・猫の飼い主の遵守事項

- ふん便により、道路、公園などの公共の施設を汚さないこと。
- 猫は、他人に迷惑をかけないように飼養すること。(室内飼養を心がける)